

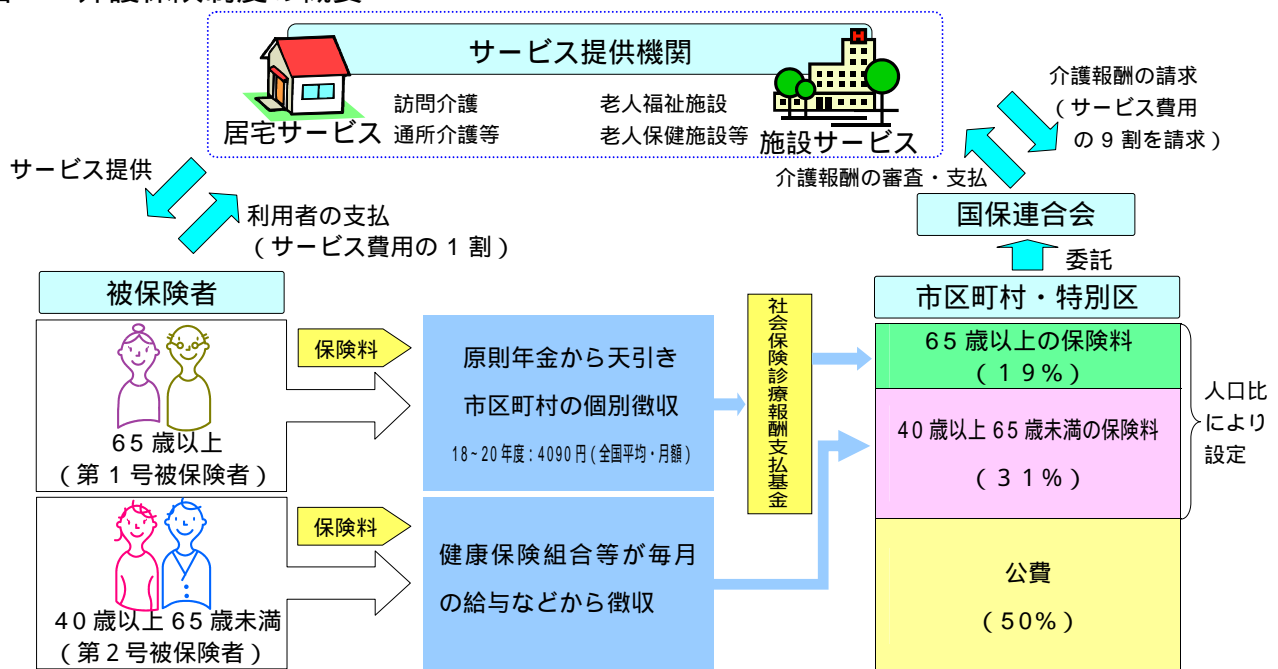
コムスン不正事件に見る介護サービス

平成12年に介護保険制度が導入されて以降、民間事業者の参入が急速に拡大している。一方で、指定取消等処分を受ける事業者も後をたたず、(株)コムスンの不正事件は、大きな不安を与えた。虚偽申請や基準違反に対する監視強化とともに、継続的なサービスの受給支援が求められている。

1 介護保険制度の概要

介護を必要とする高齢者の増加や核家族による介護する人の高齢化、介護期間の長期化などにより、家族だけで支えることが困難な状況となってきたため、平成12年4月「介護保険制度」が導入された(図1)。介護という誰もが直面する問題に対して、家族だけではなく、社会全体で支え、安心して住みなれた地域で可能な限り自立して生活することを支援している。サービス提供機関は、それまでの自治体や社会福祉法人に加え、NPOや民間事業者などが参入し、多様なサービスが展開されている。

図1 介護保険制度の概要



出所：厚生労働省「介護保険制度の概要」より作成

介護保険料は、40歳以上が保険料を支払い、区市町村が特別会計を設置して運営する。サービスの提供に対し、被保険者が1割、保険者が9割を負担する。また、介護保険法に定める都道府県の役割は、区市町村が行う業務への協力・援助や、事業所の指定、更新、取消などである。

介護保険法に定める主な都道府県の役割
 区市町村が行う業務への協力・援助(第38条)
 介護支援専門員の試験・研修・登録(第69条の2)
 指定居宅サービスなど事業者の指定及び6年ごとの更新(事業所ごとに実施)(第70条など)
 適正な指定居宅サービス事業などを運営するための基準遵守を勧告(第76条の2など)
 事業者に対する指定取消(第77条など)

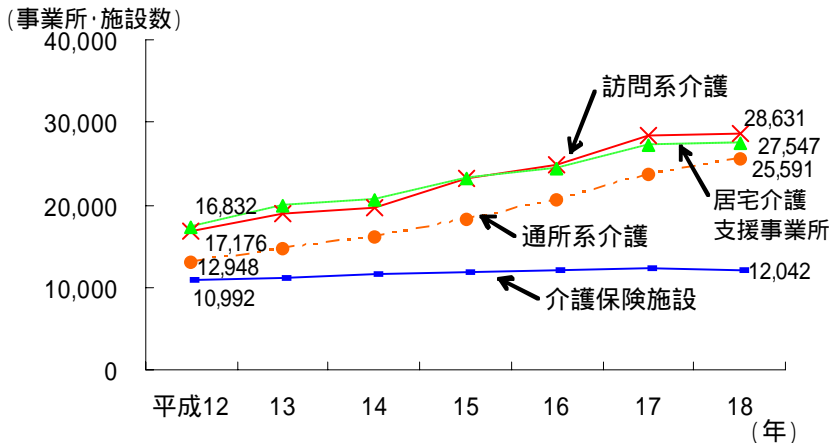
2 サービス提供機関

(1) 民間事業者の参入

介護保険制度導入からの事業所数等の推移を見ると、老人福祉施設などの介護保険施設数はほぼ横ばいとなっている。一方、平成18年の訪問系介護は、12年と比較して70%増の28,631事業所に、通所系介護は、同比較で倍増して25,591事業所となった(図2)。

また、平成17年の事業所・施設の設置者種別は、民間企業が12,754事業所で全体の45%を占めており、介護保険制度の導入から、わずか6年間で急速に拡大している(図3)。

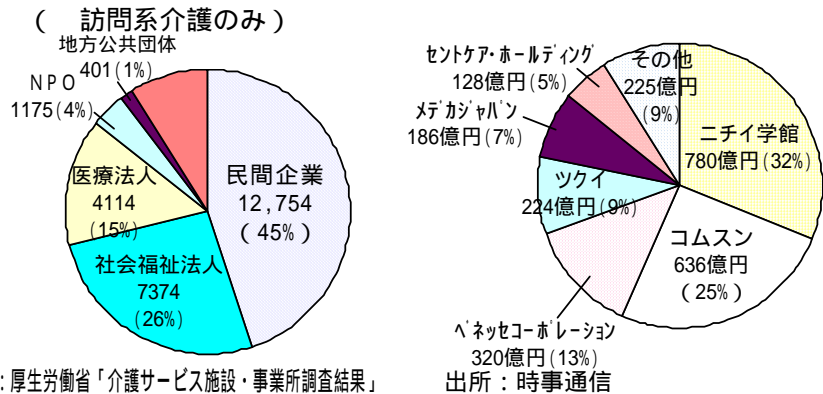
図2 事業所・施設数の年次推移



出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査結果の概況」

図3 民間企業の割合(平成17年)

[参考] 主な介護関連企業シェア



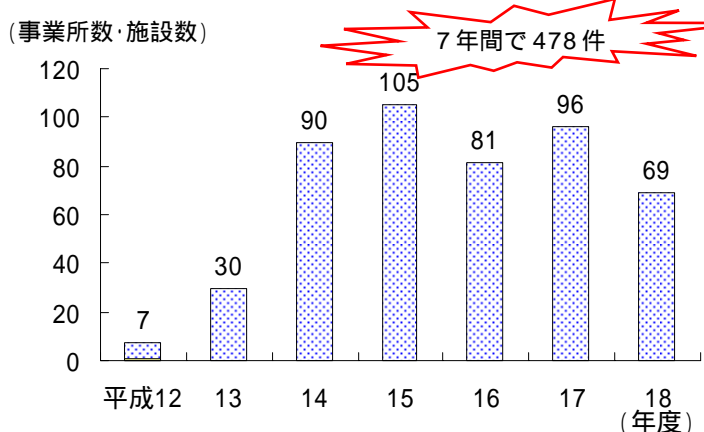
出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査結果」

出所：時事通信

(2) 指定取消等処分

民間事業者の参入により、介護サービスを提供する体制は飛躍的に整備されている。しかし、一方で、架空時間や回数の水増しによるサービス提供や虚偽の指定申請などにより、指定取消等処分を受けた事業所・施設数は、7年間で478件となっている。平成18年度は、サービス内容等の情報公開の義務付け、指定取消しに連座制を導入するなどの介護保険法改正があり、69件と減少した(図4)。また、7年間の指定取消等処分があった事業所等を設置者別にみると、民間企業が325件と全体の68%を占めている(表1)。

図4 指定取消等処分を受けた事業所・施設数



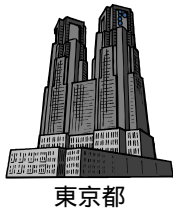
出所：厚生労働省「全国介護保険事業者指定・指導監査担当者会議資料」

表1 設置者別指定取消等処分数

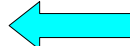
民間企業	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	合計
325	44	55	31	4	19	478

出所：厚生労働省「全国介護保険事業者指定・指導監査担当者会議資料」

株式会社コムスの不正事件



立ち入り検査

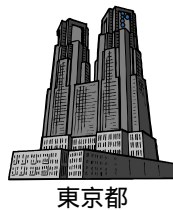


虚偽申請



コムスが指定申請時から管理者やサービス提供責任者の不在等の人員基準違反があるとして、介護保険法に基づき、都内にある同社の事業所約50か所の立ち入り検査（監査）を実施した。

不正事実判明



指定取消処分
の手続き中

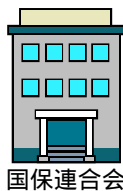


廃業届の提出

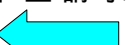
不正行為

コムスは、連座制の適用により、一つの事業所の取消で全ての更新ができなくなるのを避けるため、「不正を指摘された事業所を自主廃業する」という手段で、処分を逃れた。

（6月5日現在 岡山県・青森県・群馬県・兵庫県でも同様）



介護報酬の
不正請求



不正行為



指定申請時に記載のあった非常勤の訪問介護員等について、指定申請時からの雇用実態が確認できないなど

自治体が認定した不正額は12都県で約5億円であることがわかった。20道府県で監査中
（7月21日現在 読売新聞調査）



コムスの不正問題を受け、厚生労働省は、全国展開している訪問介護事業所が虚偽申請を行っているか、速やかに監査するよう都道府県に通知。



事業所の新規
及び更新指定
不許可処分



グループ内企業
への事業譲渡

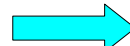
脱法行為

コムスに事業所の新規指定や更新を平成20年4月から23年12月まで認めないとする処分を通知した。

しかし、親会社グットウィルグループは、「単なる名義変更」「処分逃れ」ともとれるコムスの全事業をグループ内企業に譲渡することを決定。



撤回を求める
行政指導



「グループ内企業への事業譲渡は到底国民・利用者に納得は得られない」などとして、撤回を求める行政指導を行った。コムスは、平成20年4月以降を目途に、外部への事業譲渡を表明した。譲渡先はできるだけ早い時期に選定する。

それぞれの主な対応

東京都

都議会は、平成19年第2回東京都議会定例会で、次のような「株式会社コムスンの不正行為問題対策に関する意見書」を全会一致で可決し、国会及び政府へ提出した。

更新時期までの介護サービスの提供及び他の事業者への円滑な移行を指導
速やかに譲渡先を決定できるよう、国の責任で指導
不適正な事業者の徹底排除に向けた早急な法整備

7月に福祉保健局は、コムスンが行ったような行政処分逃れの行為を防ぐため、厚生労働省に対して次のような「介護保険法等関係法令の改正を求める緊急提案」を行った。

居宅サービス等の廃止届を事前届出制に改めるとともに、利用者の移行を確認できる仕組みとする。

処分逃れを目的とした事業譲渡を規制。

「不正又は著しく不当な行為をした者」の解釈及び適用基準を明確化する。
不正な手段により指定を受けた場合及び不正請求を行った場合の罰則規定を設ける。

国 (厚生労働省)

7月になり、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るために設置した「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」の初会合を開催した。広域的な介護サービス事業者への規制の在り方などをテーマに、秋までに報告をまとめ、必要な場合は法改正も行う予定である。

文京区立特養、4600万不正受給 都、介護指定取消しへ

文京区が設置し、社会福祉法人 同胞互助会を指定管理者として運営している文京区立特別養護老人ホーム「くすのきの郷」が、平成14年2月から19年2月の5年間で、雇用関係のないフィリピン人ボランティアを夜勤体制に組み入れ、夜間勤務条件基準を満たしているように偽って介護報酬約4600万円を不正に受給していた。

都は、同区に対し指定取消処分を下した。特養ホームが介護事業所の取消処分を受けるのは初めてで、自治体が処分対象となるのは極めて異例である。
(東京新聞 平成19年6月19日より)

COLUMN



記者会見で謝罪する文京区長

3 安心できる介護サービスの確保

本格的な高齢社会を迎え、介護サービスの需要が増大する中で、民間事業者の果たす役割はますます重要となる。一方で、指定取消等処分を受ける民間事業者も後をたたず、全国展開しているコムスン事件の発覚により、介護サービスへの不安は増大した。

国による不正行為を防ぐための関係法令改正はもちろんであるが、都は、市町村及び特別区と連携して、虚偽申請や基準違反の監視を強化するとともに、取消処分を実施した場合にも、利用者が継続的に安心してサービスを受けられるよう支援していくことが必要である。